



# 長野県報

10月19日(木)  
令和5年  
(2023年)  
第450号

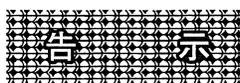
## 目次

### 告示

事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(保健・疾病対策課).....	2
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(産業立地・IT振興課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
特定計量器の定期検査の実施(産業技術課).....	4

### 公告

家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課家畜防疫対策室).....	4
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	4
特定調達契約に係る一般競争入札(森林政策課).....	5
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課).....	7
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	7
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	8



#### 長野県告示第545号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、令和5年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和5年10月19日

長野県知事 阿部 守一

自家配合飼料製造支援事業補助金交付要綱(令和5年9月25日付け5園畜第479号農政部長通知)の規定に基づく補助金

人事課

#### 長野県告示第546号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和5年10月19日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
すみれ薬局	塩尻市大字広丘高出1948-25	令和5年10月1日
ふれあいの森薬局	塩尻市大門六番町3-15	令和5年10月1日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第547号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和5年10月19日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
川中島薬局 長野市川中島町御厨1942-23	アイン薬局 川中島店 長野市川中島町御厨1942-23	令和5年10月1日
白田のぞみ薬局 佐久市田口6525-1	アイン薬局 佐久田口店 佐久市田口6525-1	令和5年10月1日
里島土屋薬局 長野市里島73	アイン薬局 里島店 長野市里島73	令和5年10月1日
豊田土屋薬局 諏訪市大字豊田2437-2	アイン薬局 諏訪豊田店 諏訪市大字豊田2437-2	令和5年10月1日
磯部土屋薬局 千曲市大字磯部768-6	アイン薬局 千曲磯部店 千曲市大字磯部768-6	令和5年10月1日
中込のぞみ薬局 佐久市中込3568-92	アイン薬局 中込店 佐久市中込3568-92	令和5年10月1日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第548号

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和5年10月19日

長野県知事 阿部 守一

駒ヶ根市赤穂14番390、14番391、14番422、14番423、14番424、14番438、14番439、14番466、14番888、14番1047、14番1048、14番1223、14番1308、14番1714、14番1715、14番1716、14番1891、14番2012及び14番2187

産業立地・IT振興課

## 長野県伊那建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月19日

長野県伊那建設事務所長 石田 良成

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 153号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡南箕輪村塩ノ井367番の2地先から 上伊那郡南箕輪村塩ノ井366番の1地先まで	旧	10.2 ~ 18.1 m	0.0629 km
同 上	新	12.1 ~ 18.1	0.0629

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月19日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信濃信州新線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡信濃町大字柏原字東原4074番の1地先から 上水内郡信濃町大字柏原字居屋敷2911番の1地先まで	旧	m 5.1 ~ 10.7	km 0.3255
上水内郡信濃町大字柏原字東原4074番の1地先から 上水内郡信濃町大字柏原字居屋敷2901番の1地先まで	新	9.1 ~ 15.5	0.3255

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信濃斑尾高原線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡信濃町大字古海字斑尾山水源の内3024番の2地先から 上水内郡信濃町大字古海字斑尾山水源の内3024番の2地先まで	旧	m 11.8 ~ 16.2	km 0.0379
同 上	新	11.9 ~ 25.4	0.0379

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年11月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年10月19日

長野県長野建設事務所長 青木謙通

- 1 (1) 路線名 信濃信州新線
- (2) 供用を開始する区間  
上水内郡信濃町大字柏原字東原4074番の1地先から  
上水内郡信濃町大字柏原字居屋敷2901番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和5年10月19日
- 2 (1) 路線名 信濃斑尾高原線
- (2) 供用を開始する区間  
上水内郡信濃町大字古海字斑尾山水源の内3024番の2地先から  
上水内郡信濃町大字古海字斑尾山水源の内3024番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和5年10月19日

道路管理課

## 長野県計量検定所告示第2号

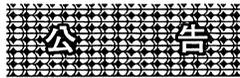
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和5年10月19日

長野県計量検定所長 平 林 裕 司

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
飯田市（上村及び南信濃地区を除く）、小諸市、伊那市のうち高遠及び長谷地区、駒ヶ根市、中野市のうち豊田地区、飯山市、塩尻市、佐久市のうち白田地区、千曲市（上山田、戸倉、更級及び五加地区を除く）、東御市（北御牧地区を除く）、安曇野市、南佐久郡、小県郡、上伊那郡、木曾郡、東筑摩郡、上高井郡、下高井郡、下水内郡	11月21日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎 地下1階 計量検定所検定室
	11月22日(水)		

産業技術課



## 公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

令和5年10月19日

長野県知事 阿 部 守 一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	令和5年10月5日	患畜	1	南佐久郡南牧村

園芸畜産課家畜防疫対策室

## 公告

県営綿内東町地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年10月19日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 縦覧に供する書類

県営綿内東町地区土地改良事業変更計画書の写し